

Title	稲葉光彦君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.3 (1990. 3) ,p.154- 158
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900328-0154

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

稲葉光彦君学位請求論文審査報告

稲葉光彦君「窮民救助制度の研究

— 帝国議会開設以前史 —

稲葉君の学位請求論文は、前中後三篇、約一一〇〇枚に及ぶ大部のものであり、その内容を一言にして述べれば、日本における公的扶助、即ち救済制についての、四・五世紀より十九世紀末、明治二十年前後に至るまでの法史的研究ということができよう。本文は、時代区分に則して五つの章に分けられている。

日本の救済制の史的研究としては、明治年代の内務官僚井上友一 の先駆的業績以降、百年に近い伝統が存し、いくつかの優れた研究が発表されている。しかし、かかる論考を以てしても、いまだ解明しえない、所謂残された問題は少なからず存在し、その一つとして、明治前期において公法私法多くの部門に西洋法が継受され、法の近代化がはかられたにもかかわらず、福祉部門においては、何故に大幅に後れをとったかというが如き重要事が見出される。周知の如く、一般的救助制の近代化は、日本においては、昭和初年に制定された救護法が最初であり、それまでは、維新に際して応急的に立法された法三章的ともいふべき、律令系に属する恤救規則が、基本的法令として存続して

いた。

本論考は、かかる福祉立法の立後れの原因の解明に、正面より取組んだものであって、千年をはるかに越す救済制の推移と、その背後に維持せられきたった固有の要素とを明らかにして、日本における当該制度の特殊性に迫らんとするものであり、真に意欲的研究と評しうらと思う。従ってその研究は、従来の先学のものと比較すると甚だその体を異にする部分が多い。一例をあげれば、本論考は、古代のそれについての考証が比較的多量であるという点等に特徴が見出される。ただし、かかる時代の研究は、日本における固有な要素を比較的純粹な形式の下に把握しうらという点において、きわめて有効であるからである。恒例に従い、以下先ずその古代研究よりはじまる本書内容を、簡単に紹介しておこう。

第一章は、上代、即ち律令法継受以前の時代を対象とするものであって、日本古代社会においては、救済制という如きものを成立せしめる要因が殆ど存在しなかったのではないかという推論が展開されている。この部分に関する先学の諸論考にはほぼ例外なく引かれているような、『書紀』所見の天皇の名の下に行われた賑恤の記録、聖徳太子の事業を語る『荒陵寺御手印縁起』の記載等は、ことごとく儒教的仁政思想が知識として輸入された奈良時代以降の潤色として否定され、むしろ当代の確実な史料より知られる処は、病者、身体障害者等は社会外に追放されるということであったとされている。共同体が経済的に

貧困である古代社会において、かかる処置が行われていたことは、かならずしも日本に限られるわけではない。ここにおいて著者は、かかる慣行が、原始神道の儀礼とむすびつき、固有思想として後世まで存続する可能性が生じたと論じ、これに関連して、当代におけるツミとケガレについて詳細な論を展開している。病者、身体障害者をツミとみなす思想が、少くとも一般社会においては、史料的に江戸時代にまで求められること、神事儀礼としては現代においても存在していることを思えば、著者見解は、妥当なものと思えざるをえないと思う。

第二章は律令制施行時代、即ち中古を対象とするものであって、継受法である律令、戸令、獄令等の各篇に散見する救済法について、その対象、主体、救済処置に関する条規が体系的に説明され、ついで、かかる制度と併行して定められている臨時の賑給について、その財源、手続等が詳論されている。

前者については、特に老者、重度障害者に看護人を国が附与する給待制の研究が詳細であり、令集解、令義解等の注釈が、縦横に駆使されている。就中、大宝、養老職制律の疏文の相違をとり上げ、大宝律が侍丁の機能を十分に理解していないと論じ、この制度の日本における定着を養老律令編纂以降とみなしている部分等は、著者の律令学における見識の深さを示すものとして注目に値する。

後者の賑給については、それが如何に頻繁に行われたかが統計的に示されており、体系的、恒久的な律令法の実施を語る史

料よりも、はるかに多いことが明らかとされている。而して、かかる賑給は、平安以降の史料よりすれば、武官である檢非違使の職務とされており、明らかに災害その他の変事に際して、治安を維持するための手段と思考されていた。著者はここにおいて、賑給こそ中古の為政者が困窮者に対する問題解決策として重視していたものであって、律令法などは飾りに過ぎないと論じ、それを中古救済制の主流とみなしている。中古救助制については、儒教的慈恵の精神に基づいていたとするのが通説であるが、著者は、むしろ現実においては治安維持の手段であったとみなしているわけであり、救助制を支える精神について、ここに従来の研究との間に径庭が見出されるのである。

第三章は、前期封建制と称せられる中世を対象とするものであって、前代の体系的、恒久的律令救済法が、公地制、租庸法制、戸籍計帳制の崩壊により、全くその姿を史上より没し去った様が叙述されている。そもそも、この時代において、公家朝廷にかわって政治権力を握りつつあった武家が、一般人に対して如何程の政治的責任を感じていたかについては、疑問があるとされている。仍って、かかる疑点を裏付けるが如く、救済制の如きも、その時その時に応じて必要最低限度に定められるのみであって、著者はその荒涼たる様を、式目、式目追加、吾妻鏡等によってあつづけている。

なお、公的扶助制の推移に加えて、この時代の救助事業としては、僧侶重源、明恵、忍性、道仙等によって経営された悲田

院、療病院における所謂私的救済事業の展開について叙述されるのが普通であるが、著者は、かかる人々の救済といえども、所詮は特定の政治権力との結びつきの中に行われたものに過ぎず、その政策の一端を補完したものと考え、その明証として、道仙が南北朝和議に深く関与し、悲田院、療病院再興の名目の下に滞在していた京都の居宅を南朝の使者に利用せしめていたという、『師守記』の記載をあげている。慈善事業家としての道仙の一面のみを過大評価する従前の研究においては、全くかえりみられていない史料であり、著者のこの面における冷徹なる見識を示すものといえよう。

第四章においては、後期封建制と称される戦国より江戸期にいたる救済制が対象とされ、著者は、分国法、江戸幕府法の史料とともに、近時公刊された三十巻に及ぶ藩法史料等を使用し、当代制度を考究している。

特に江戸時代の救済制については、一般に、その基礎をなす思想として儒教的家族道徳、或いは仁政思想等が強調されがちであるが、著者は、当代法令が非体系的、臨時法的であることを述べ、江戸時代の中国法系、即ち明清律令系の法令とは全く異なるものであったことを明確にしている。

右の如き法制の特徴は、幕府の町方、地方支配関係法令によっても顕著であるが、それが全国的であったことは、著者のあげる各藩の法令において更に明確である。しかも、かかる法令の中には、幕府天保十四年七月付触書の如く、労働能力を欠き

当然に一揆を起す能力もないような高齢者の扶持、米を否定するという、驚くに足るものの存在も指摘されており、為政者の「深き御仁慈」、換言すれば仁政主義なるものが、現実には、財政不足という要因が生ずればたちまち風前の塵芥同様の情況にたち至るような、単なる知識としての存在に止まっていたことを示している。

第五章は、維新以降の所謂近代が対象とされ、明治初年に次々と立法された「恤救規則」、「行旅病人取扱規則」、「棄児」関係法令等の制定経過及びその内容、実施情況、そして明治二十三年十二月に第一回帝国議會に提出された、日本における最初の近代的救護法たる「窮民救助法案」の廃案に至るまでの結末がとり上げられている。右について、その記述の様をみると、前者はすこぶる概論的、叙述的であるが、後者は詳細をきわめ、まさに一篇の論考の体をなしている。その理由は、恐らくは、前者については近時詳細な研究が次々となされ、先学の意見の紹介が中心とならざるをえない傾向があるに對して、後者については、公文書館蔵『公文録』、『後藤新平文書』、当代の新聞記事等より、新史料に基づく斬新なる見解を出しえたからであるろう。

「窮民救助法」は、その起草者内務官僚荒川邦蔵が主としてプロシヤ法を母法として編纂した近代的形式を備えた法案であり、その第一次草案は、「嫡子」に相当する「公生子」なる用語が使用されている処よりみて、民法人事編草案成立以前の二

十年初め頃に成ったものと考えられ、その後二度の政府による修正を経た後に議会に提出せられた。しかるに救助対象を大幅に縮小した政府案においてさえ、与党、野党を問わず多くの議員がこれに反対し、一旦委員会を組織して更に修正を重ねたにもかかわらず、再度の本会議において、殆ど論議の余地なしとして否決せられたのであった。右の経緯を、著者は先述の新史料より詳細にあとづけているが、「帝國議會衆議院議事速記録」のみを拠所としていた従前の研究は、これより飛躍的にその内容を深めたものと評しうる。而して著者は、更に当該法令を否決し去った事情へと考証の翼をのばし、この頃においても依然として為政者側には、窮民救助は応急的臨時的なものとしておく方が得策であり、いささかでも自らを拘束する法令を認めるべきではないとする気風が強烈であり、一方、自由党系の議員を含めて在野政治家の間には、選挙地盤に負担をかけてまで窮民を救助する必要性を感じていなかったことを明らかにしている。著者が、本法否決を以て一応本論文の筆をおいているのは、まさに日本における福祉制の立ち後れの原因が、当該法案否決の背景をなす思想に集約されていると考えたからであって、ここにおいて吾人は、昭和の救護法が、公布後、長年月にわたって予算措置さえ行われなかった真因を、まさまざと感取しうるのである。

以上の如く、稲葉君の日本における救助制の史的研究は、その結論において、従前の諸論考と大いなるへだたりをみせてい

る。やや重複とは思いますが、それを要約すれば、従前の研究は、救助制の発展を道徳的慈恵に基づく救済より法的権利を認めるものへと移行するという西欧的図式に求め、日本においても、古代より、儒教的、或いは仏教的慈恵心が存在していたと論じている。しかるに著者は、かかる外来の思想は、有識の觀念の世界にのみ存在し、その生活への定着はかならずしも充分ならずと考え、救済は為政者の治安維持の必要より生じ、一方民間側においても、窮民―特に病者や身体障害者―に対するかわり合いを「非日常的なもの」として回避する風があったとしている。西欧においては、民間が政府を批評し、救済制を進歩せしめるといふ傾向があるが、日本においては、かかる土壤は全く欠落していたと考えざるをえないのである。

右の如き思考は、福祉法が一応整備された今日においても、現場においてその実施に当たっている人々の間にしばしば唱えられている不満と一致する点が多い。著者は、近時一地方都市の福祉事業に関与し、これについて別に一書「静岡県富士市にみる福祉の現状と展望・明日にむかって」をものしているが、現場における疑問を史的研究によって充足解明せんとする意欲は、かかる主唱の中にまさまざと見出すことが出来るのである。本論考にみえる新視角が、日本救済史に新風を吹込むものであることは、以上の記述により明らかであると思う。

なお、本書についても望蜀が全く存しないわけではない。例えば、論文作成の技術面について、本章の各章末には、「窮民

救助法」政府原案、同説明書、或いは国立国会図書館所蔵『現行貧民救済規則』等の史料が引用或いは復刻されているが、巻末史料の長大さは、通読を困難として読者を困惑せしめる。かかる困事を回避せしめるために、論考を二分し、論述、史料の二部となす程度の工夫はなされてしかるべしと考える。また、救済法史の研究対象としては、著者がとり上げている「救助法案」の外に、明治三十年代に国会に出された「恤救法案」、「救貧税法案」、「窮民法案」等があり、かかる法案の薄命を検討することは緊要のことといえる。側聞する処によると、著者は、近時かかる法案作成提出者たちの郷土に調査の手をのびし、新史料の収集に努めつつあるというが、著者が先学の研究に百尺竿頭一步をすすめる日の近からんことを希望する次第である。

希望はともかくとして、本論考によつて、日本における救済史研究は新方面がひらかれ、一方著者個人にとつても、そのライフワークの基礎がほぼ確実に築き上げられたことは明らかといつてよい。なお、本書における叙述の様は、広く史料を探索し、考証を加え、その意義をたずねるといふ実証主義の本義に則したものであつて、この方面における著者の努力も充分にこれを評価することができる。

従つて審査員一同は右の評価を総合し、著者に法学博士（慶應義塾大学）の学位を授けることを適当と考え、ここに一致してそれを推挽する次第である。

平成元年十月

主査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	利光三津夫
副査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	中村勝範
副査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	向井健